

軽自動車税(種別割)の税額について

●納税義務者

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、村内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

●原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	排気量 50cc 以下又は 600w 以下	2,000 円
	排気量 50cc 超 90cc 以下又は 600w 超 800w 以下	2,000 円
	排気量 125cc 以下かつ最高出力が 4,000w 以下	2,000 円
	排気量 90cc 超 125cc 以下又は 800w 超 1000w以下	2,400 円
	ミニカー(排気量 20cc 超 50cc 以下)	3,700 円
二輪の軽自動車	排気量 125cc 超 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	排気量 250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン、トラクター、乗用田植え機等)	2,400 円
	その他(フォークリフト等)	5,900 円

●軽自動車

・平成27年3月31日までに新規検査をした車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、新規検査から13年目までは旧税率が適用されます。

・新規検査から13年を経過した車両(電気自動車等を除く)は、次の表の経年重課の税率が適用されます。

軽自動車 車種区分	税率(年税額)		
	平成27年3月31日までに新規検査をした車両 (旧税率)	平成27年4月1日以降に新規検査をした車両 (標準税率)	新規検査から13年を経過した車両 (経年重課)
三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪乗用	自家用	7,200 円	12,900 円
	営業用	5,500 円	8,200 円
四輪貨物	自家用	4,000 円	6,000 円
	営業用	3,000 円	4,500 円

●環境負荷の小さな車の税率(グリーン化特例)

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに延長されました。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車(新車のみ)で、下記条件に該当する車両は、令和8年度のみグリーン化特例が適用され、軽自動車税(種別割)が軽減されます。

グリーン化特例による軽減後の税率

軽自動車 車種区分		税率(年税額)				
		標準税率	概ね75%軽減 電気軽自動車 燃料電池軽自動車 天然ガス軽自動車 (※1)	概ね50%軽減 令和12年度 燃費基準 90%達成 (※2)	概ね25%軽減 令和12年度 燃費基準 70%達成 (※2)	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪	貨物	自家用	5,000円	1,300円	対象外(※3)	
		営業用	3,800円	1,000円		
	乗用	自家用	10,800円	2,700円		
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円

※1 燃料電池軽自動車は、乗用自家用に限ります。

天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合、または、平成21年排出ガス規制適合かつNOx(窒素酸化物)10%低減達成車に限ります。

※2 平成30年排出ガス基準50%低減達成車、または、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。

※3 対象外の車両は標準税率が適用されます。

**廃車登録を
忘れずに！**

軽自動車の異動(廃車・名義変更・転出等)があった場合やその予定がある場合は、3/31までに手続きをお済ませください。

手続きをせずに4/1を過ぎてしまいますと、その時点での名義人の方に税金が賦課されますのでご注意ください。

お問い合わせは

中島村税務課(電話52-3481)まで